

放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和08年10月20日

鳥 取 県 公 安 委 員 会

弁明通知書番号	弁明通知書番号
70-102-260815-205014	70-106-260902-003050
70-102-260828-202001	70-106-260904-002992
70-102-260907-206001	70-106-260909-002953
70-102-260908-204001	
70-102-260912-206001	
70-102-260913-202001	
70-102-260913-202002	
70-106-260820-003045	
70-106-260821-003047	
70-106-260821-003048	
70-106-260902-002951	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。